茨労発基0821第６号の２

令和５年８月21日

各関係団体の長　殿

茨城労働局長

（公印省略）

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

厚生労働行政の推進ついて、日ごろより格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。

令和６年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更することを踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和２年12月23日付け基発1223第５号・保発1223第１号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）を別紙のとおり改正することとしましたので、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等に取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。